

## 第10次島田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について

## 1 計画策定の背景と趣旨

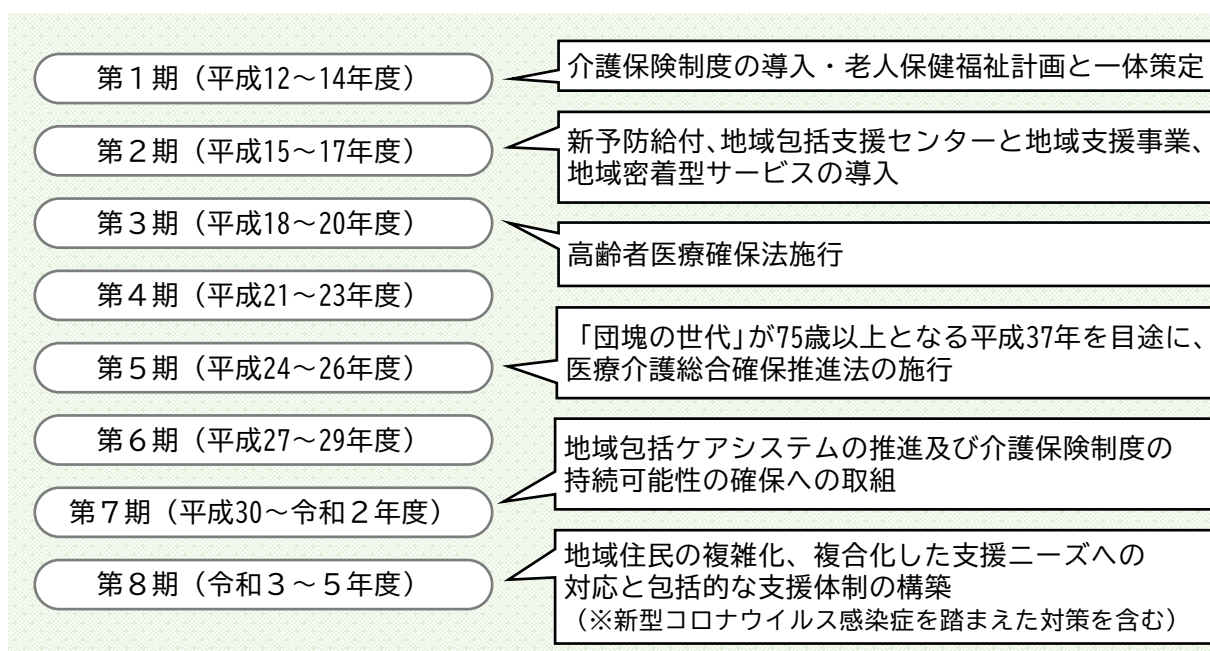
介護保険制度は平成12年度に開始され、高齢化の進行や要介護高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化、認知症高齢者の増加など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

第6～7期計画では、「団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）に備えることを中心とした改訂を進め、現行の第8期計画では、間近に迫る2025年への対策のほか、「地域共生社会の実現」と「2040年（令和22年）への備え」という観点から、「介護予防健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「保険者機能の強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「認知症施策の総合的な推進」、「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」が計画の柱として位置づけられました。

本市においても、第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）では、「生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本方針として、高齢者福祉に関する施策を展開してきました。

令和6年度からスタートする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定（令和6年度～8年度）」の策定にあたっては、島田市に暮らす高齢者の誰もがいつまでも健康に暮らし、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指して、2025年と現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を目指す施策を展開するものです。

## 【介護保険事業計画 国による制度改訂の経過】



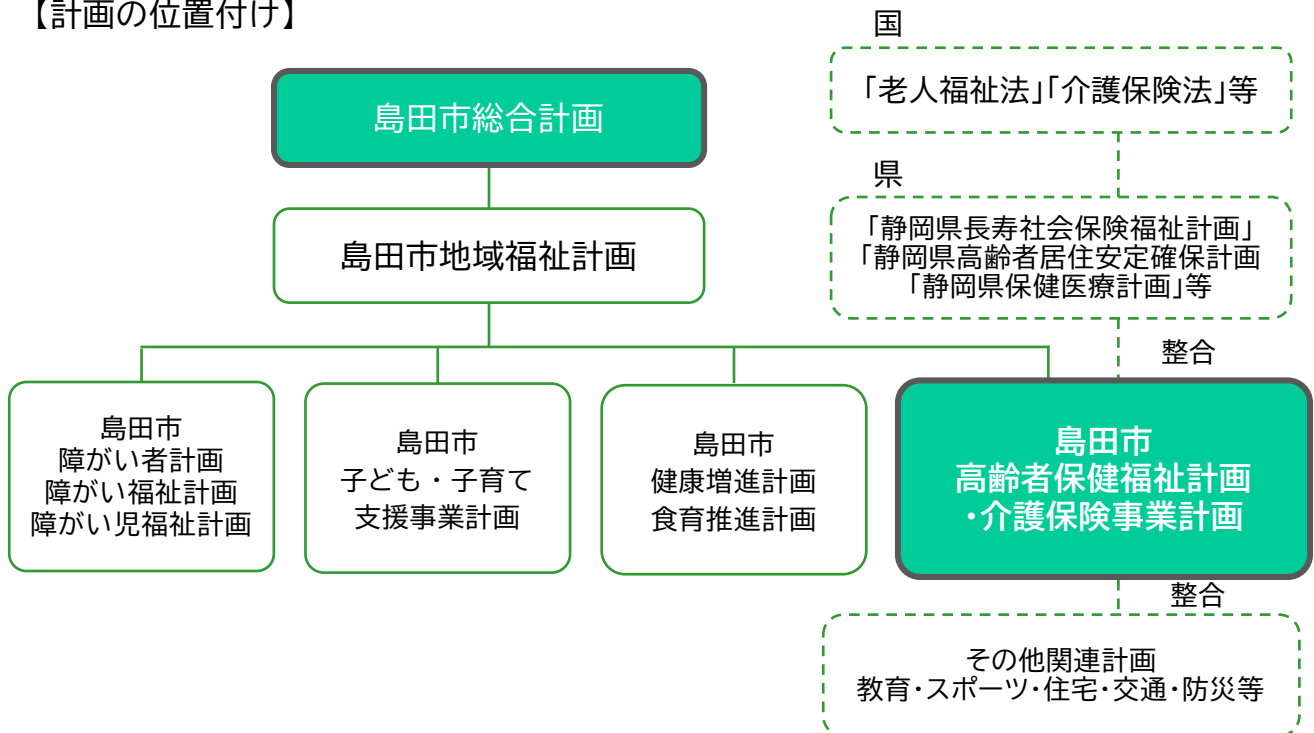
## 2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定」を策定します。

なお、市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

【計画の位置付け】



## 3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第116条第1項に基づく国の基本指針に従って策定するものであり、法に基づき3年を1期として計画策定が義務づけられており、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

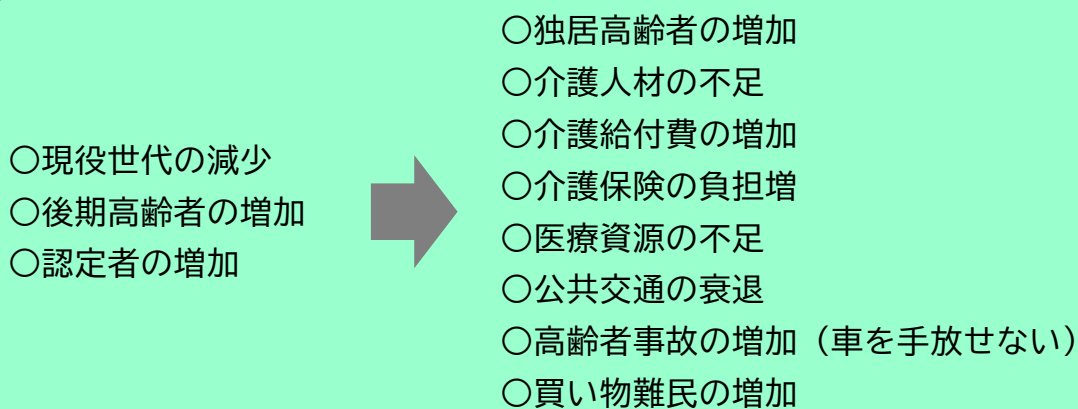
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第9次 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画			第10次 高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画			第11次 高齢者保健福祉計画 第10期 介護保険事業計画		

## 4 2040年を見据えた高齢者福祉の考え方について

国の推計によると、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。人口構造の推移を見ると、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想されます。これにより、労働力不足が深刻となり、社会保障財源が逼迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。

具体的には、以下のような高齢者福祉に関する課題が想定されます。

### ● 2040年の高齢者福祉における想定される課題



このような課題に対して、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、以下のような取組を進める必要があります。

### ○雇用・年金制度改革等多様な就労・社会参加

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- 地域共生・地域の支え合い
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

### ○健康寿命の延伸

- 次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
- 疾病予防・重度化予防
- 介護予防・フレイル対策、認知症予防

### ○医療・福祉サービス改革

- ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
- タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
- 組織マネジメント改革
- 経営の大規模化・協働化

## 5 介護人材の確保について

介護人材の確保については全国的に大きな課題となっています。国から示されている第9期計画において記載を充実する事項（案）ではまだ案の段階ではありますが、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進という点で以下の点が示されています。





- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組
- 財務状況の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 6 第9次島田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（現行計画）の概要

島田市では、総合的な市政の方針を示す「第2次島田市総合計画」（計画期間2018（平成30）年度から2025（令和7）年度）において、島田市のあるべき将来の姿を『笑顔あふれる 安心のまち 島田』としており、この姿の実現のため、第9次島田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画においても、高齢者をはじめ、すべての市民が健康づくりに取り組み、誰もが役割と生きがいを持って最期まで住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。また、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、施策を展開しています。

第10次島田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画においてもSDGsの考え方や「第2次島田市総合計画」、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のこれまでの基本的な考え方を引き続き展開していきます。

### 【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と関係が特に深いSDGsの目標】

3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

## ▼ 基本理念

誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田

## ▼ 基本方針

生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり  
～地域包括ケアシステムのさらなる推進～

### ▼ 基本目標1 自立した生活の継続と健康寿命の延伸【予防】

高齢者が、いつまでも心と体を健康に保ち、自立した生活を送ることができるように、さまざまな生きがいづくりや健康づくり活動などの機会を提供し、一人ひとりが介護予防に取り組むことで健康寿命を伸ばします。

### ▼ 基本目標2 地域で過ごしやすい生活支援体制の整備【生活支援】

高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で社会とつながり、安心して暮らすことができるように、地域における支え合い体制を強化するとともに、生活支援サービスの提供や家族介護者などへの支援を行うことで、地域で過ごしやすい体制を整備します。

### ▼ 基本目標3 安全・安心に暮らせる環境整備の推進【住まい】

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるために、それぞれのニーズに合った住まいやサービスが提供されるとともに、災害や感染症などのさまざまな緊急事態に迅速に対応できる環境整備を推進します。

### ▼ 基本目標4 連携体制の強化による医療と介護の推進【医療等】

医療・介護の専門職や、地域の支え合い活動を行う住民などの連携体制を強化することで、効果的な支援を実現し、支援が必要な高齢者や介護者が安心して地域で暮らすことのできる包括的な支援体制づくりを推進します。

また、近年増加している世帯等が抱える複雑化・複合化した課題の解決にむけて、関係機関と連携していきます。

### ▼ 基本目標5 介護保険事業の適正な運営【介護】

第5期介護給付適正化計画に基づき、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化、介護報酬請求の適正化に努め、保険者機能を強化するとともに、介護人材の確保・定着に取り組み、必要な介護サービスを適正に提供します。

## 7 計画に記載する事項（※国の基本指針に基づく項目）

### ○ 第9期介護保険事業計画

- 日常生活圏域の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における必要定員総数
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- 第9期介護保険料の設定

### ○ 第10次高齢者保健福祉計画

- 介護保険事業の対象外のサービスに係る事業の目標
- 高齢者福祉施策や介護予防施策

## 8 国の基本指針に基づき、第9期計画において記載を充実する事項

（※3月に示された「基本的な考え方」に基づく）

第9期計画期間（2024年度～2026年度）の中間年度で団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となり、これまで「地域包括ケアシステムの構築」が目途としていた2025年を迎えることになり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

国においては、第9期計画における制度改革に向けて、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、「2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進する」とともに「介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する」という視点に基づき、協議が進められています。

なお、第9期計画における基本指針は、従来のスケジュールに基づいて7月頃に国から提示されるものと見込んでいます。



## 9 第9期計画における見直しのポイント

(※記載を充実する事項のたたき台を含む)

### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

#### ② 介護事業所間、医療・介護間の連携に向けた医療・介護情報基盤の整備

- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

#### ③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 10 介護保険事業費用・保険料算定の流れ

島田市における将来の高齢者人口・認定者数の推計を行い、これまでのサービス利用実績、将来の利用者数の予測等を勘案して各サービスの提供目標数（利用見込量）・給付費の算定を行います。これにより、最終的に第9期計画の保険料を決定していきます。

